

住宅修理トラブルにご注意ください！



【事例】

近所で工事をしているという業者が突然訪問し、「お宅の屋根が気になるので見せてほしい」と言われ、承諾したところ、「すぐに修理をしなければ瓦が落ちる可能性がある、火災保険を使って自己負担なく修理ができる」と言われた。しかし見積もりと保険金があまりにも差があり、工事をやめたいが、30%のキャンセル料が発生すると言われていた。

〔トラブルに遭わないためのポイント〕

- ・大雨や台風などの災害後は特に要注意。
- ・契約を迫られても、その場では契約せず、比較検討する
- ・不安をあおる勧誘を受けた場合、業者の話だけを信じず特に注意する
- ・契約する際は工期や費用を十分確認する
- ・訪問販売や電話勧誘販売で契約したらクーリング・オフが可能
- ・「保険金を使って自己負担なく修理できる」「申請サポートする」と勧誘されたら要注意！

困ったり、迷ったりしたら、智頭町消費生活相談窓口にご相談ください。毎週水曜日、午前9時～午後4時まで、総合センター相談室で消費生活相談を行っています。

また、電話での相談を受け付けています。相談室は個室で、秘密は必ず守られますので安心して利用ください。

【問合せ先】

消費生活相談ダイヤル ☎71-0059

くらしの情報

くらしに役立つ情報をお届けします♪

相 談

司法書士による 「無料法律相談会」

鳥取県司法書士会では、下記のとおり相談会を開催します。気軽に利用ください。

- 【日時】 10月18日（火）
午後4時～6時(前日までに要予約)
- 【会場】 鳥取県立図書館2階 小研修室
- 【内容】 相続・不動産登記・成年後見・多重債務等

【問合せ先・予約先】

鳥取県司法書士会
☎0857-24-7024

お し ら せ

～大切な家族を 自死で亡くされた人へ～ 「家族の集い」のご案内

この会は、とっとり自死遺族自助グループ「コスモスの会」の協力により開催しています。大切な家族を自死で亡くされた人が集い、安心して語り合い、気持ちを分かち合う会です。

- 【日時】 10月4日（火）
午後2時～3時30分
- 【会場】 鳥取市さざんか会館
(鳥取市富安2-104-2)

- ※事前申込不要
- ※匿名での参加も可能です
- ※他の人の話を聴くだけでもかまいません

【問合せ先・予約先】

鳥取県立精神保健福祉センター
☎0857-21-3031